

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉 (VOA)(I)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43645

2.
V O A 關係資料



極 秘
無 期 限
部 の 内
号

条約課長

アメリカ局長

参事

北米才一課長

中絶VOA問題

4.5.10.12.
米北一

現在中絶にあるVOAについては、かねて
米例より中絶後帰後も存続を要望に
強く

せしむるは、之が存続に於ては、
之困難な問題あり。これとを告知。

2ヶ月前に始め、公式・非公式の場を
米例に説明してきている。

本件は、日米間の法的問題と
要約すれば、次のとおり。

GA-5

外務省

2

1. 現行国内法とVOAの存続を認め
得る余地は全く無し。 条約に依り

2ヶ月前の形を存続を認めざる
と認め、 外交模範に依りて日本軍

に依りて米国の外交模範に依りて
実施は、国内法に依りて電波法、放送法等

国内法の大規模な改訂に依りて不可能
あり。 是に依りて改訂が可能な地

帯や 是等の経済に照し、極小の範囲
と思わしむ。

2. VOA所在の土地は、現在軍用地として
取扱はるが、返還後、他法協定の適用

対象外の物として
と認めざるべき。 VOA施設の存続
が認めらるれば、改訂VOAは、

GA-6

外務省

由に³貸付借契約を結ぶこととなる。これは専ら土地所有者と施設運営者とが由の由

題であり、日本政府は私有地の提供をVOAに約束することはできない。

答. (有林) 米例は³国とVOA交渉の外協定と締結しているか。後述国に³は

この協定は経済技術協力の性格を有しており、米に³は、特殊

符号
の³がある³。何れも³の場合の³は³を得る)

1
2
3
4
5

極 秘
無 期 限
10 部の内
10 号

昭和46年2月16日

在沖繩V O A 問題
(未定稿)

アメリカ局北米第一課

目 次

	頁
1. はしがき—在沖繩V O A 問題	1
2. 在沖繩V O A 放送の実態	3
3. 米側の立場	5
4. 日本政府の立場	8
(1) 法的問題点	8
(2) 土地問題	11
(3) 各国の先例との関連	11
(4) 国内法上の問題点	12
(イ) 電波法	12
(ロ) 放送法	13
参 考	
在沖繩V O A 電波公害問題	15

1. はしがき—在沖繩V O A問題

目下行なわれている日米間の沖繩返還交渉における最も困難な問題の一つは、現在沖繩において中国大陸向けの放送を行なっているヴォイス・オブ・アメリカ(V O A)を、復帰に際しどうするかという問題である。

本問題は、以下に述べるごとく、日米双方の立場が全く対立しており、米側としては、復帰後の存続をきわめて強く要望するとともに、これが継続できなくなるということは、日米間の政治問題として米政府部内、さらには議会との関係で全く説明できないとしている。

日本側としては、この種外国放送は、現行国内法上認める余地がないということのほか、日本国内から外国向け放送を認めるや否やという政治問題がある。

本調査は、このV O A問題に関する現時点における日米双方の立場、問題点等を今後の交渉ないし対国会対策上の参考までに総合整理を試

みたものであるが、その内容はきわめて機微にふれるものであるので、本調査の取扱いは御如才なきことながら十分御留意されるようお願いのため申添える。

2 在沖繩V O A放送の実態

(1) V O Aは、國務省の外局たる米国情報局
(USIA) International Broadcasting Service

の所管の下にあり、沖繩においては、嘉手納
基地内に本部及び宿舍、本島北部恩納村万座
毛に受信所、同国頭村奥間に送信所を有して
いる。

(2) 在沖繩V O A施設は、1953年設置され、
総工事費790万ドル、出力最高1,000キロワ
ット(因みに沖繩のラジオは5キロ、本土NH
Kの第1放送は100キロ、第2放送は300
キロ)の巨大な放送設備を有し、太平洋、極
東におけるV O A網中不可欠のものとなつて
いる。

その任務は、中国大陸向けの放送を行なう
ことにあるが、その放送内容は米本国で作成、
沖繩現地では中継のみを行ない、音楽、ニ
ュース及び解説が3本の柱となつていて、傾向
は客観的、中立的といわれている。

(3) 在沖繩V O Aの人的構成は、米本国人10

人、本土出身日本人7人(主として技術者)、
沖繩住民72人、合計89人(注1)のほか、
いわゆる施設のmaintenance及びguard
serviceのため役務契約によるものがある。

在沖繩V O Aの年間予算は、1968年度
78万6千ドル、1969年度85万1千ド
ル、1970年度91万1千ドルとなつてい
る。

同施設の面積は約112エーカーで、民有地で
あり、賃貸契約は米会計年度に従つて毎年更
新されており、その賃借料は年間19,074ドル
/エーカー(1,224坪)当り170ドル(1坪約14
セント)である。

(注1) 昭和44年10月11日沖繩事務所賀陽次
長が、在沖繩のV O AのWesterdel 主席役
員及びDavid 補佐官より聴取したところによ
る。

3. 米側の立場

在沖繩V O Aを復帰後も沖繩に存続せしめたいとの米側意向は、昭和44年11月の佐藤・ニクソン共同声明発出以前より夙に表明されており、同年7月10日愛知外務大臣とマイヤー大使の沖繩返還問題に関する会談を起点として、米側は本件を沖繩交渉の一環として取上げてきた。

共同声明発出前の話合いにおいては、まず米側よりV O Aの性格、実態、諸外国との取決めについてその概要を説明、資料を提供するとともに、復帰後の存続方を要望（昭和44年8月13日東郷・スナイダー会談）、当方より総理、官房長官等政府首脳にも報告協議した結果なりとして、本件解決のきわめて困難なる事情を説明せるに対し、米側よりさらに、本件が日本側政治姿勢の問題なる所以を指摘、沖繩は地理的に最も適当であつて、移転は技術的に困難があるとともに、地理的不便（たとえば済州島は朝鮮半島に近すぎ、南華に遠すぎる。）のあることを繰々述べ、

本件存続あつせんの努力を重ねて要望（昭和44年10月24日東郷・スナイダー会談）越したまま、同年11月の日米首脳会談を迎えるに至つた。

共同声明発出後は、昨年6月5日の愛知・マイヤー会談以来沖繩返還交渉の一環として、大臣・大使会談、アメリカ局長・公使会談等を通じ、引続き米側よりこれを取上げてきており、また昨年7月7日牛場事務次官を表敬訪問したシェイクスピアUSA長官も、本件V O A存続に重大な関心を有する旨の意向を表明越している。

上記米側の要望を最近具体的に述べたものとして、昭和45年7月1日開催された東郷アメリカ局長とスナイダー米公使との会談における米側の発言を引用すれば次のとおりである。

「米側にとって沖繩復帰後V O Aがその活動継続を許されることは、沖繩返還の合意にとつて不可欠の要素（*sine qua non*）、いわば *non-negotiable* な重要性を持つ。このことはたとえ1969年11月の共同声明時にフォーマルな合意がなかつたとしても、その有力

な前提条件の一つであることは、当時米側として明らかにしたところである。

仮りにV O A施設の移転を求められても、技術的にみて沖縄という地理的位置はほかに替え難い好立地条件を具え、政治的にみてもこれだけの高価な投資に見合う経費はとて議会に要求できない。特に世界各地のV O A施設(注2)とその活動はすべて所在の国々に認められており、その中に中立主義国のセイロンさえ含まれている(同地のV O Aは、華南方面への中継を受持つている)。従つて同盟国たる日本が放送施設でなく中継しか行なわない在沖縄V O Aの活動継続を拒否すれば、佐藤・ニクソン共同声明の精神に背馳するものとして、政治問題化するであろう。」

(注2) 現在米国は、英、独、比、セイロン、リベリアの各国とV O A放送のための協定を締結している。

4 日本政府の立場

在沖縄V O A施設の返還後の存続問題については、日本政府としては国内法及び条約上の問題とともに、具体的問題として、地位協定、N H Kとの関係等につき種々検討を要するところ、これまでの検討の結果は次のとおりである。

(1) 法的問題点

現行国内法上V O Aの存続を認めうる余地は全くない(詳細後述(4)参照)。条約においてなんらかの形で存続を認める旨規定するとしても、下記(1)(2)(3)の経緯にも照らし、外交機関でもなく、在日米軍でもない米国政府機関による対外放送の実施は、国内法上も電波法、放送法等関係法令の大巾な改訂なくしては不可能であり、果してかかる改訂が可能なりやきわめて疑問と思われる。

(1) N H Kは占領中(昭和25年7月7日以降)V O Aの韓国向け番組の中継放送を行なつていたが、平和条約発効後は放送法第47条(注3)等の法律問題が生じ、本件放送中継業務は

昭和27年6月30日に終了した。

(注3) 「NHKは、国会の同意をえて郵政大臣が与える認可を受けなければ、放送施設を譲渡、賃貸その他他人の支配に属させることができない。」との趣旨。

なお、占領期間中はSCAPIN2/23により放送法の当該条項は適用を排除されていた。

(四) 在日米軍は、旧行政協定第3条2項末段(注4)に基づき、NHKとの業務契約により大陸向け「心理戦争放送」(1960.2/18「広報業務」と呼称を変更)を行なっていたが、現行地位協定より前記関係規定が削除されたため、NHKが地位協定発効後も本件放送業務を行なうことは、放送法を改訂せざる限り不可能となり、当時すでに本件放送の韓国移転を決定していた米軍より、その移転完了までの間暫定的使用の要請があつたにも拘わらず、放送法の改訂を提案することは国内的に到底不可能であつたため、これを行なわないとの決定がなされ、前記

放送業務は地位協定発効と同時に終了した。

(注4) 旧行政協定第3条2項(抄)

「・・・一時的の措置として、合衆国軍隊は、この協定が効力を生ずる時に留保している電力、設計、放射の型式及び周波数の電子装置を日本側からの放射による妨害を受けないで使用する権利を有する。」

(五) 米軍は、その後自己の施設・区域を利用して、地位協定発効後昭和36年/月/日まで約半年間本件放送を行なつた。これが特に問題とならなかつたのは、すでに電波法特例法が成立しており、しかもそれ以上の国内法上の手当は時間的に不可能な状況において、きわめて短期間に限つての問題であつたという特異な事情に基づくものであつて、本件放送が長期に実施されるということであれば、当然放送法の問題及び地位協定上の問題を根本的に検討せざるをえなかつたものと考えられる。(なお、民放によ

る本件放送の暫定的継続も検討されたが、放送法等との関連から結局なしえないとの結論に達した経緯がある。）

(2) 土地問題

V O A の発信施設の土地（民有地）は、現在軍用地としての取扱いを受けているが、返還後地位協定の適用とともに、そのステータスを失い、V O A 施設の存続が認められるとすれば、あらためてV O A 側は地主との間に賃貸借契約を結ぶこととなるが、これは専ら土地所有者と施設運営者との間の問題であり、政府としては民有地についての提供を約束することはできない。

(3) 各国の先例との関連

米側は従来いくつかの国とV O A 放送のため協定を締結しているので、これが先例たりうるとしているが、後進国については、これらの協定は経済・技術協力的性格を有しているもの（放送施設を米側の負担で建設整備し、これを受入国の放送施設としても使用せしめ

る。）と認められ、ドイツについては、1952年ドイツと英、米、仏3国との間の条約が署名された当時のもので（双方ともに発効は1955年5月5日）、政治的目的が明記されており、英国の場合は、B B O による委託契約であつて、B B O は英国国内法上この種業務を行なう権限を有していたものと考えられ、いずれもわが方検討のための適当な先例たりえない。

(4) 国内法上の問題点

本件に関する国内法上の問題点は概要次のとおりである。

(1) 電波法

電波法によれば、わが国において無線局を開設するためには、郵政大臣の免許を受けねばならないが（第4条第1項）、外国人、外国政府またはその代表者、外国の法人または団体、これらの者が役員または議決権の3分の1以上を占める法人または団体については、無線局の免許を与えないことになつており（第5条第1項）、放送のた

めの無線局については、さらに外国人等が役員または議決権の5分の1以上を占める法人または団体については免許を与えない等の課重要件が付されている(第5条第4項)。

なお、電波法第3条は、「電波に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。」と規定しており、在日米軍は地位協定により無線局の設置、使用が認められており(第3条)、地位協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律が制定されているが、米軍に属さない本件V O Aには地位協定は適用されない。

(四) 放送法

放送法は、日本放送協会(N H K)に対してのみ国際放送を認める建前となっており(第33条)、その費用は国が負担することとし(第35条)、「協会は国際放送の放送番組の編集に当つては、わが国の文化、産業、その他の事情を紹介して、わが

国に対する正しい認識をつちかい、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。」と規定し(第44条の5の第1項)、国際放送番組の適正を図るため国際放送番組審議会を置くこととしている(第44条の6の第1項)等、国際放送については、国策を十分に反映しうるように配慮しており、外国の放送局が国際放送を行なう場合は全く予想されていない。

従つて、本件V O A放送を復帰後放送法にのせることは、放送法を根本的に改訂しない限り不可能である。

参 考 在沖繩V O A電波公害問題

1. 在沖繩V O A放送局(奥間)に隣接している
國頭村桃原部落においては、1953年の同放
送局設置以来ラジオや電話が雑音のため聞えな
くなつたり、テレビが午後10時30分から約
1時間ほとんど映らないという状態が続いてい
たが、同部落(90戸)のうち60戸の村民が
V O A雇用員として働いているといふから強い
抗議行動は差控え、あくまで話し合いによる解決
を図りたいとの態度で対処していた。
2. 昭和43年に入つてから、同村落においてテ
レビ用アンテナが燃え出したり、テレビの真空
管が破裂する等の事故が続発し、またテレビの
アース線にふれた牛が転倒したという事例が起
つた。そのため地区教職員等8名が、電波改善
要求同志会を結成し、同年5月12日よりV O
A放送局前に座り込み、人民党古堅書記長がこ
れを激励するという事態に発展した。
3. そのため琉球政府は現地調査に乗出し、V O A
側の協力をえて事態の收拾に努めた結果、同年

5月20日(1)琉球政府は現地調査の結果、V O
A電波による人体の障害はありえないとの見解
を発表し、(2)V O A側は住民に対しテレビアン
テナの設置指導と電波妨害を除く電源フィルタ
ーの無料配布を確約し、23日より同フィルタ
ーの取付作業を開始した。また住民のこれまで
のラジオ、テレビ等の損害についても、V O A
側は補償を約し、本件はここに落着をみた。

(なお、本件問題については、昭和43年5
月21日衆議院沖特委員会において、中谷鉄也
議員(社)がこれを取上げ、郵政省電波監理局
左藤放送部長が適宜これに対し応答した経緯が
ある。)

0
0
0
0
0
0

紀要 (46-2-17)	
1.	ア+川力阿長
2.	李的阿長
3.	大河阿長
4.	橋阿長
5.	4李阿長
6.	李的阿長
7.	流松阿長
8.	李的阿長
9.	ア+川力 → 加藤
10.	松之 (松阿長)
追加 松阿長 4部 (46-2-18)	
1.	土佐
2.	土佐社
3.	土佐
4.	土佐外務

白紙10部

極秘
無期限
部の内
号

子通(4-19)

条約局長	アメリカ局長
条約課長	参事官
法規課長	北米第一課長
安全保障課長	

230
4/21/22

在沖繩VOA問題
(対処方針案)

46.4.14
米比一

1. 本件は関于日米間の交渉方針は基本的に
は直向うから対立はあり、在沖VOA施設
は後には一切の存続を認めず、
の我が方針に2半則と
各籍を認めることは極度の困難と判断される
に至った。

GA-5

外務省

2.

我が国の中国政策等在期的外交政策及び
現在の国民意識に照し、在沖VOA施設の
存続を認めざることを望まらざることを32
あり、地方半則問題も極度の困難と判断される。
際(中絶運送)を期、
存続を認めざることを判断する。
採案(米比)にあり、
採案、それらの中には、日本国にあり、
採案の撤去を前提として暫定的に存続
いたるにあり、これを夫々の国内的に説明し、
方針は必要外あるを認む。(在沖の場合)

GA-6

外務省

3.

米国外、拘束撤去の際は日本側の負担に
 において在沖VOA施設の買取り、^{手続の}取リこ
 を求め越すにともなう^{の2.}日本
 政府としてはかかる財政負担を^受つべき立場
 にならざるも、右施設を利用し^て子^の運送の
 有無と併せてこれか^ら訂定方針をも検討しおく
 必要がある。

2. ^{かかる過渡的措置}上記暫定期間を決定するにあたっては、
 次の如き諸要素を考慮すべきものと思料
 せらる。

(1) (a) 我国の法制の建前上暫定期間
 GA-6 外務省

(註) 現在までのところ中共(北)の米物のVOA
 につき批判的見解を述べたことはない。

4.

は可能な限り短期間と致し、出来れば
 他^の移転等のため技術的に必要を期間
 として説明し^てこ^う望ましい。

(2) 当面の問題としては今秋の沖^北移^送問題
 念とあり前後に国連総会における中国
 代表権問題に対する我国の^対処^方針^が
 問題と存するべく、その際は在沖VOA^の撤^去
 される^{こと}の原則が確認され、かつ終了の時期
 を明示すること^が政治的に得策であると思料^{され}る。

(2) 他方米側において、迅速協定
 の合意にあり米国外、重大な^な後^方の^なる^{こと}を
 GA-6 外務省

^{印象を与える} ~~この進捗を要するに必要の~~ ^と 協力回遊 ~~は~~

~~本件移転の目的の手段措置と協定審議の~~ ^{上院での}

~~際に移す出外に必要と見られる~~

~~1972年度大規模送電の年であり、送電~~ ^{またこの間、本件移転の}

~~外、米国のアジア政策上大成功を収めた旨~~ ^{ための手段措置が取上られ、不都合はないと思われる。}

~~このため、必要と認め、この際、VDA関係~~

~~超外議案等によりあげられることになっている~~

~~十分な配慮を要するものと見られる。~~

~~大規模送電直後の新設送電、議会での~~

~~24-25年度間の確保が目的の手段措置~~

~~を困難な問題と議会に提出したい。~~

~~向かふとの2、本件VDAの移転等に開け~~

~~算措置外、米議会に提出されることになり~~ ^早

~~12月、1973年秋以後と定まると見られる。~~

~~(3) なお、在沖設備と他の施設、新設のための新設の~~

~~(4) また上記行算措置の他に、移転費の~~

~~決定、設備計画の決定、資金の配分等~~ ^{備付}

~~新施設が機能を開始し始めるには着工後~~

~~2乃至3年を要するものと見られる。~~

3. ~~上記の~~ を総合すると、暫定期

~~間として次の結果が考えられる。~~

(1) 暫定期間として3年13至5年を認め

3.

7

(2) 暫定期間2年と認め、期間終了前

にその後の存続につき協議する。若し

~~協議が~~
協議が

協議が上記の如き場合には ~~暫定期間~~ ^{上記} 期間

終了後3年後には ~~協議を中止する~~ ^{放送を中止する} ~~こととする。~~ ^{こととする。}

~~規定を設ける。~~

(3) 暫定期間3年と認める。 ~~3年~~

~~経過~~ ^{その} 後は ~~1年~~ ^{1年} 間の予備を

~~も~~ ^{放送を中止} 2 ~~年~~ ^年 後に ~~中止~~ ^{中止} することとする。

~~米~~ ^米 何れの暫定期間 ^{期間} に ^{期間} するに ^{期間} した ^{期間} 規定 ^{期間} とし

を ^{明記} し、国内的には電波法上の暫定

^{特例} 措置 ^{特例} として ^{特例} 存続 ^{特例} を ^{特例} 認め ^{特例} る ^{特例} こと ^{特例} と ^{特例} する。

8

~~4. 上記方針に2の米文を改め、右に2~~

~~基本的合意に達した上、別途検討する~~

~~案文を提示することにした。~~

PENDING

VOA問題 計画次第
配布表

- 10-1 大臣
- 2. ~~地方~~
- 3. ~~(10号) 外務 外務 外務 (おかし?)~~
- 4. ~~本部長~~
- 5. ~~事務長~~
- 6. ~~米参 23~~
- 7. ~~知1号 23~~
- 8. ~~知1号~~
- 9. ~~知1号~~
- 10. file

GA-6

外務省

秘

無期限

安全保障課長 条約課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

沖縄VOAの存在を暫定的に認める際
生じる問題点

46.4.25

米比-1946

1. VOAと地位協定の関係

(1). 地位協定に言う施設に該当しない。概
して VOA 外、この本部を嘉手納基地内に
(地位協定に該当しないVOAを施設区域外に設けること同様に
認められる。また、施設の設置に際しては、基地内での設置が望ましい)

置ける。このVOA本部の職員等は、本
基地地位協定に何ら関係なく、従って

地位協定に定められる施設にかかるとの特権等
を何ら有しない等のこと、本部は同基地内
に置く。

にあるという事実により、事実上はかかる特権
等も何ら受けることと見られる。
従ってVOAの暫定的存在を認めると、地位協定の範囲内
に設けることは、厳格には許さるべきではない。
7月2日付必要あり。

(2). この点は、特に、暫定期間外に終了

GA-6

外務省

VOAの施設を
した後、設立前の状態に回復する措置
が取りたいとの見解に一致して一層複雑になる。

つまり、恩納 奥田の送受信施設を
取りたいという見解に一致して、本部に
（恩納基地の回復）

ついで、これは、恩納基地内にあるだけ
に取扱いは困難である。本部外に同

（恩納基地の回復）
（恩納基地の回復）

基地内の何所か、如何なる建物の設置に
必要か）があるが、そのうち月半程度

（恩納基地の回復）
（恩納基地の回復）

があり、例えば、恩納基地の建物の設置
には、これを設立前の状態に回復し、

（恩納基地の回復）
（恩納基地の回復）

その後の日本人の出入等については色々と
複雑な問題が生じてくる。（あるいは

東独と西ベルリンとの国境を設ける形に
なる）。また本部は独立の建物でなく、

地位協定にいう施設の一部分にある場合
には取扱いは一層複雑かつ困難

なものになる。

2. VOAの放送とわが国の対外(特に中国)政策

VOAの放送内容も、今後一層強固

なものになる。わが国の対中国政策の国連
で、これは悪影響等を及ぼさぬよう注

意が必要である。（放送内容）
知るにたいし、またこれにわが国

にたいし、（放送内容） 悪影響を及ぼす場合には
変更の要を取り止める必要もある。

必要がある。しかし、放送は二一入
及び二一入の性質にたいし、

その内容につき事前に通報を受け
外務省

4.

この設備の維持に必要
なものは、ほう大な費用及び 其のための
人員を要した。

3. VOAの運用に必要土地及びこれに代わる1.0ヘクタール
VOAが現在有している土地は、復原復旧
使用

土地に地上権設定のための契約を訂立
する必要がある。そこで、この際起つて

物手取について日本側ではどの程度
（契約が成立するが、土地の権利関係は不明確な状態にあり、
仲介の労をとるべきかの問題がある。また
契約更新の際に賃料値上げの際にも
（要求が地租から出る）

同様の問題が生じる。

4. VOAがVOA設置の特権を有する。

これは、一般に他の国家の政府機関
（または職員）
一般的に有している特権を認めるとして
差をつけていると思われる。

5.

5. VOAの施設の規模の現状維持。
VOAの存続を暫定期間と限定認め

この思想の裏には、この施設の規模は
当然現状の如くは拡大されること

点があると思われる。従って日米間の合
意にはこの点を明示する必要がある。

6. 電波公害・電波障害。
この点では、~~復原復旧~~ 復原復旧は実際の2.0ヘクタール

に相当するに比べて少ない。従って
日米間の合意にも、特等電波 生じた際
（降）

の規定を置く必要がある。

~~7. その他~~

(1) VOAの施設維持のための部品や
equipment等を新し 7.0ヘクタール

7. 周波数割当

VOAの使用状況と周波数にかかわる国の

諸放送の相互干渉を避けることになつ
たため取決めが必要がある。また

周波数決定の際にはその指向性を^(限定する)通
じて、日本国内向けの放送が行なわれ

ないよう取決めを要する。

8. その他

あしゆり競争と想定し、^(外資的)協議~~を~~改

を設けておく。

極 秘
無 期 限
10 部の内
/ 号

在沖繩 V O A 問題
(対処方針案)

昭和46. 4.28
アメリカ局北米第一課

1. 本件に関する日米間の考え方は、基本的に真向うから対立したままとなっており、復帰後は在沖 V O A 施設の存続を認めないとのわが方方針にて米側と妥結をはかることはきわめて困難と判断されるに至った。

わが国の中国政策等長期的外交政策及び現在の国民意識に照し、在沖 V O A 施設の存続を認めることは望まじからざるところであるが、他方米側はその対内的理由のみならず、中共に対する communication の道としての意義をも強調して、その存続をきわめて強く固執している。本件が妥結せねば沖繩返還を期し難いという局面も想定され、その際にはなんらか妥協の方策を見出すほかはないと判断される。妥協の方策は米側においては、返還に伴つて存続が否定されるものではなく、とも角存続しうること、日本側においては、将来の撤去を前提として暫定

的に存続したものであることをそれぞれ対内的に説明しうる方式とする必要があると考える。

(なお、この場合、米側が将来撤去の際は日本側の負担において在沖 V O A 施設の買取り、移転ないし取りこわしを求め越すことも予想されるので、これが対処方針をも検討しておく必要がある。)

2. かかる過渡的措置を決定するに当つては、次のごとき諸要素を考慮すべきものと思料される。

(1) (イ) わが国の法制の建前上及び政治上の考慮よりして暫定期間は可能な限り短期間といたしたく、できれば他への移転等のため技術的に必要な期間として説明しうることが望ましい。

(ロ) 当面の問題としては、今秋の沖繩臨時国会とあい前後して国連総会における中国代表権問題に対するわが国の対処方針が問題となるべく、その際は在沖 V O A が廃止されるとの原則が確認され、かつ、終了の時期を明示することが政治的に得策であると

思料される。

(注) 現在までのところ中共側がアメリカの
VOAにつき批判ないし非難したところはない。

(2) 他方米側においては、返還協定の合意にあたり米側が重大な譲歩をしたとの印象を与えるごとき措置は極力回避せざるをえないものと思われ、また1972年の大統領選挙までの間、本件移転のための予算その他の措置が取上げられる可能性はないと思われる。

(3) なお、在沖設備を他に移転、新設するためには、所要の予算措置のほか、移転先の決定、設備計画の設定、資材の備付等新施設が機能を開始しうるまでには着工後2ないし3年を要するものとみられる。

3. 上記を総合するに、暫定措置としては、次の諸案が考えられる。

- (1) 暫定期間として3年ないし5年を認める。
- (2) 暫定期間2年を認め、期間終了前にその後の存続につきレビューするため協議する。も

し協議がととのわない場合には、上記期間終了の3年後までには放送を停止することとする。

(3) 暫定期間3年を認める。その後は1年間の予告をもつて放送を停止せしめることができる。

(4) なお、放送内容について、

(イ) 米側は日本側に定期的に通報することとし、

(ロ) 日本側は米側に説明のため協議を求めうべく、重大な支障ありと認めるときは、関係放送の停止または中止を求め、米側はこれに応ずる。

4. いずれの暫定措置にするにせよ、期間については協定上にこれを明記し、国内的には電波法の暫定特例措置法により存続を認めることとなるらう。

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

条約課長 *イヌミ*
法規課長 *安全保障課長*

アメリカ局長 *ウ*
参事官 *ウ*
北米才一課長 *ウ*

沖縄VOAの本部及び宿舎(在
嘉納納基地内)の取扱について

46.4.28.
米北一(有地)

現在嘉納納基地内にある沖縄VOAの本部
及び宿舎について、昭和44年8月13日 211
号公文書 東郷アメリカ局長に対し、今後
増設の嘉納納基地内残留は不要なべき
旨(下)を記す。若し(上)の場合
は、地位協定上の問題につき
別紙のとおり検討を要する。

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

条約課長
法規課長 *安全保障課長*

アメリカ局長 *ウ*
参事官 *ウ*
北米才一課長 *ウ*

沖縄VOAに関する地位協定
上の問題について

46.4.28.
米北一(有地)

1. 沖縄VOAに関する地位協定上の問題

沖縄VOAに關し、復帰後暫定的にせよ
その存在を認める場合生ずべき問題
の一つとして地位協定との関連を考へら
れる。

いすねお、VOAはUSIAの下部

構成員あり。合衆国軍隊を構成する

ものではない。直接地位協定との関

連係ない。しかし沖縄UOAF、嘉手納

空軍基地内のUOAF本部の倉庫を置

いている(注1)ため、嘉手納空軍基地を

施設・区域として提供することになり、その

内部にあるUOAF施設をどう取り扱うか

という問題が派生した。

(注1) 米側より提供された沖縄UOAFに関する

了説明書 (fact sheet) に付く。

UOAF本部の倉庫は、(1) 嘉手納空軍基地
の構内 (within the perimeter fence) に

あり。その面積は14.5エーカー(約1万
7750坪)。この敷地はUOAFの賃借

している。

2. 地位協定上の取扱方式に関する考察

(1) 一般に施設・区域を提供する場合、当該

施設・区域内の地位協定上の異質部分が

含まれるときの取り扱いは、概して次の

2つの方式が採用されている。

(1) 異質部分を扱い、施設・区域を

提供する場合(注2)

(2) 当該異質部分を含めた施設・区域を

1. 提供し、異貨部等は 日本郵船と
 本貨との共同使用 (2-4-(a)) に
 日本郵船が 1 隻保有 (例として 本貨の場合
 VOA) 1 隻 ^{使用記録} 形式 (注3)
 (注2) ドーナツ型 施設・区域 ^{指定区域} と呼ばれ、
 後述 2. (3) の 実例に 本貨に あり。
 (注3) 本貨に 板体の 実例に あり。同
 施設・区域に、その中の 活走路等
 につき 日本郵船と 本貨の 共同使用とし
 (2-4-(a))、日本郵船 (規定) が 日航
 と 協同 Cathay Pacific 等 外口航空会社
 と 合弁 会社 ^{使用記録} 1 隻。
 (2) 沖縄 VOA の 場合、上記 1. (a) の 形式

を 採用 する こと、VOA の 性格、話 内容
 等 につき、国内 の 説明 程度 困難
 あり、別 添 紙 に 添 付 する。
 (3) 本貨 等 の 形式は、前述 (1) (2) の
 ドーナツ 形式 あり。その うち、沖縄
 VOA 区域に 嘉手納 航空 基地 内に あり
 他と 施設 区域 区分 する 必要 あり。
 本記 注 1. の 米側 説明 形式、一
 般 形式 形式 の 要件 を 充 てる こと
 と 思 われる。
 本記 注 1. の 形式、施設・区域、本

土に在りし 实例 とは、横浜海浜住
 宅地区 (施設番号 3063) がある。同住宅
 地区内には 不徳寺 あり あり。今
 日 施設・区域 提供 した。同寺の
 区域を 板 提供 した。

3. 施設・区域内の 重要部分への アクセス

(1) 一つの 方式の 施設・区域 について、内
 部の 非施設・区域部分への アクセス、及び
 道路の 取扱いの 問題 がある。今、
 場合、方式 として、⁽¹⁾ 地位協定 年 3 年
 間、米軍の 管理 した 道路 とし 取り

扱、米軍の 管理 した 道路 の 下
 一般の 利用を 規定 した 方式
 及び ⁽¹⁾ 地位協定 2-4-(a) の 共同使
 用 区域 とし 方式 2 つ あり。

(2) 米軍の 不徳寺、場合、施設・区
 域外から 同寺 まで 敷地の 道路 として
 一 方式 道路 とし 取り 扱 した。昨
 年 10 月下旬の 合同委員会 年 1 回 協議 した
 最も 重要 した 利用 した 道路 (今 2-4-(a)
 の 共同使用 区域、とし 協議 した。(但
 し 今 他 道路 として 提供 した 方式

条道路と取り扱われる。))

4. 沖縄VOAの取扱

上記 2. 及び 3. に付したものを踏襲

的に取り扱われ、沖縄VOAの地位

協定上の取扱いは、次のとおりと

するべきであると考えられる。

1) 嘉手納空軍基地の施設・区域と

提供に際して、VOA地区を扱

て、その形式に於て提供を所行。(従

ってVOA地区は地位協定の適用を受

けず。)

(2) 嘉手納空軍基地以外からVOA地区

に至る道路の取扱いは、以下の

こととが、この体系的道路(本)の

共同利用の形とすべき。(注4) (注4) 当該道路と
一般の通行の用に供する条件に於て、(注4) 共同利用の
に於ては、本条の用語は feasible である。

(注4) 沖縄VOAの場合、区域への出入
者から米側使用を必要とせず。

却外者の往来は少ないと思われ、従って
米側等の場合と事情は異なる。VOA

が嘉手納空軍基地とは截然と異なり取扱
を要す。(注4) 日本政府は是に同意し、

入り建案とされていることを明瞭にするため
から、国中の説明として共同利用の道路

を要(すべき)と思われ。

秘 極
無 期 限
500 の 内
の 号

5/21日

秘 録 第 一 号 送 り せ ば 一 一

沖繩VOAについて

昭和四十六年五月
外務省

一 沖繩返還後VOAの撤去については、すでに一昨年十一月及び昨年十月の総理訪米の際においても、事務当局間で話合つた経緯があるが、その際米側は、返還後もVOAは当然そのまま沖繩に存続するものであるとの態度を堅持していた。この点について米側は、当時において現在のよりの日本側の固い態度が予測されていたならば、むしろ共同声明の中にこの点を明らかにしておくべきであつたとさえ述べている。

二 今次交渉において、当初、わが方がVOAの撤去を要求したところ、先方は直ちにこれを拒否し、日本側がこのよりの申入れを

したことが米国政府各方面に明らかになつた場合には、日本が自由陣営の一員であるということについても疑惑を抱かしめることとなり、米側をして対日政策を再考慮させるよりのことになりかねないとの趣旨を述べた経緯がある。(なお、別添の牛場大使・ジョンソン次官との会谈要旨御参照。)

三 その後米側は、わが国の即時撤去要求に対しややその態度を緩和し、次のよりの趣旨を述べた。

(一) VOAが日本の現行国内法上認められないことは承知しているが、VOA放送の内容は客観的なニュース、ニュース解説、音楽等であり、なんら相手国に対する刺激的な宣伝は含まれていない。

(ロ) 日本は中国との国交関係で神経を使っているよりであるが、この点については米側としても同様である。なお、沖縄におけるVOA放送については中国がかつて苦情を述べたことはない。

(ハ) 米側としては、日本があくまでもその放送継続に反対であるならば、沖縄からの撤去を覚悟しなければならないが、米政府としては、沖縄返還のためにこれ以上財政上の負担を負えないので、移転のための費用は日本で全額負担して欲しい。また沖縄から追い出されたような形は米側として受諾できない。その理由は、もしこのような形になれば、フィリピン、タイ、セイロン等にあるVOAについても現地政府より同じような動きが出かねないし、また将来移転先となるべき国に必要以上のパ

ゲニング・パワーを与えるおそれがあるからである。

四 なお米側としては、日本がVOAを半永久的に存続させてくれることを期待していたので、米側よりVOA撤去について一切提案はできない。従つて日本側がVOAの撤去を望むならば、暫定期間中の継続運営を含む次のような趣旨を盛り込んだ提案を非公式に提出して欲しい。このような提案すら本国政府に正式に伝達することをちゅうちよするが、総理以下日本政府の固い態度を承知しているので、非公式に米側の内意を打診してみてもよい。

(一) 暫定期間

米側としては無制限としてもらいたいが、最低十年間は必要であり、かつ、この暫定期間終了前には完全な代替施設ができ

ていることが必要である。また終了とともに自動的に運営をやめなければならぬというより形は受け容れ難いので、一つの方法としては、一定期間後、さらにその後の運営継続について協議するというより形をとることにより、少なくとも米議会に対し暫定期間後も場合によつては存続が認められることがありうるというよりなニュアンスを残す必要がある。

(二) 費用

日本側が完全な代替施設を建設するかもしれないがそれはそれに必要な費用を全額負担するか明記する必要がある。

米側としては、日本側の右の条件を受諾するならば、なんとか米議会に対し説得が可能かもしれない。なお、VOAの主管

庁たる米国防報庁長官シエクスピアーはニクソン大統領にきわめて近い人物の由である。

五 以上のアメリカ側の主張を郵政省にも伝達し検討を求めたところ、同省の調査の結果として、代替施設の建設は、工事だけでなくとも二年は必要であり（最近五〇〇キロワットの施設を秋田に建設した前例あり。）、また適当な土地を選定、取得するためさらに一年を要するとの意見であつた。

六 以上の見地に基づき、当初、三年案を出したところ、先方は峻拒し、七年位は考慮しうる旨示唆した。さらに交渉の末、別添の第一、及び第二案のラインまでおりてきたが、これらはいずれもわが方事務局に難色があつたので、各省と鋭意協議の結果、別

添第三案に一応落着いた次第である。なお、その間わが方においては、愛知大臣、森次官も直接先方と再三交渉し、説得に努めた経緯がある。

第一案

アメリカ合衆国は、返還後三年の期間沖繩V O Aを運営することを許可されるものとする。上記期間内に両国政府は、沖繩V O Aの運営継続の可能性を検討する目的で相互に協議を行なうものとする。沖繩V O Aの運営継続に関し合意がえられない場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府により又は日本国政府の資金によつて日本国の領土外に代替施設が建設され次第沖繩V O Aの運営を停止するものとする。

秘 極
無 期 限
5 部 の 内
5 号

極 秘
無 期 限
5 部の内
5号

The United States will be permitted to operate the VOA for a period of three years after the reversion. Within the above period, both Governments shall consult with each other for the purpose of reviewing the feasibility of continued operation of the VOA. If there is no agreement reached regarding the continued operation of the VOA, the United States Government will cease to operate the VOA, as soon as a substitute station is constructed by GOJ or at GOJ expense outside the territories of Japan.

秘 極
無 期 限
5 部 の 内
5 号

第二案

本協定発効の日以後、両国政府は沖繩V O A施設の運営継続に関し協議するものとする。

両国政府の最終的合意がえられるまでは、日本国政府は当該施設が継続して運営されることを許可するものとする。当該施設が沖繩において継続して運営されない旨の合意がえられた場合には、アメリカ合衆国政府は日本国政府により又は日本国政府の資金によつて、日本国領土外に代替施設が建設され次第沖繩のV O Aの運営を停止するものとする。

極 秘
無 期 限
5 部 の 内
5 号

Following the date of entry into force of this Agreement, the two Governments will consult regarding the continued operation of the Voice of America facility on Okinawa. Pending final agreement between the two Governments, the GOJ will permit the facility to continue in operation. If agreement is reached that the facility will not continue in operation on Okinawa, the USG will cease operation of the facility as soon as a substitute station is constructed by the GOJ, or at the expense of the GOJ outside of Japan.

決定

「Z」条（案）

日本国政府は、アメリカ合衆国政府が、両政府間に締結される取
極に従い、この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、沖縄
島恩納村万座毛及び国頭村奥間における「アメリカの声」中継局の
運営を継続することに同意する。両政府は、この協定の効力発生か
ら二年後に沖縄島における「アメリカの声」の将来の運営について
協議を行なう。

極 秘
無 期 限
10部の内
8号

進¹/₃

仮訳

（合意された箇条録）（案）

「Z」条に關し、

「アメリカの声」を日本国外に移転する場合において、予見され
ない事情により同条にいう五年の期間内に代替施設が完成されな
いことが明らかとなつたときは、日本国政府は、前記の五年の期間の
後代替施設が完成するまでの間沖縄島において「アメリカの声」の
運営を継続する必要性に対し十分な認識を払う用意がある。

極 秘
無 期 限
10部の内
8号

進¹/₃